

保護者様

年 月 日

学校法人 盈進学園
東野高等学校
校長 小野田正利

学校感染症による出席停止について

医師の診察により学校感染症と診断された場合は、学校保健安全法に基づき、他の生徒への感染防止のために出席停止といたします。医師の登校許可があるまで、ご家庭で療養して下さい。医師より登校許可ができましたら、下記の登校許可証明書を作成していただき、学校へ提出してください。この証明書をもって登校を許可し、その出席停止期間については、欠席扱いとしない措置をとります。

1 学年/クラス/出席番号/氏名 _____ 年 組 番 氏名 _____

2 理由 _____

3 期間 _____ 年 月 日 より

4 参考 <学校感染症 第二種 出席停止期間の基準>

☆インフルエンザ：発症した後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで（鳥インフルエンザH5N1を除く）

☆百日咳：特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで

☆麻疹（はしか）：解熱後3日を経過するまで

☆流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）：腫れが出た後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで

☆風しん（三日ばしか）：発疹が消失するまで

☆水痘（みずぼうそう）：すべての発疹が痂皮化するまで

☆咽頭結膜熱：主要症状が消退した後2日を経過するまで

☆結核・髄膜炎菌性髄膜炎：症状により医師によって感染の恐れがないと認められるまで

但し、症状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めたときはこの限りではない。

-----切り取り線-----

登校許可証明書

東野高等学校 _____ 年 組 番 氏名 _____

担当医殿

以下についてご記入をお願いいたします。

1 病 名 _____

2 出席停止期間 _____ 年 月 日 より _____ 年 月 日まで（ 日間）

上記の疾病において症状が軽快し、他への感染の恐れがないと認めたので登校を許可します。

年 月 日 医療機関名・医師名

印